別記様式（第３条関係）

|  |
| --- |
| **福　祉　バ　ス 使 用 申 込 書** |
| 使用日時 | 　 年　　月　　日（　　）時 　分から 時　 分まで | 使用団体 |  |
| 使用目的 |  | 行き先 |  |
| 乗車場所 |  | 使用人数 | 大人　　名・子供（小学生以下）　　名計　 　　名 |
| 運行経路及び発着予定時刻（出庫から入庫） | （　　：　　）　　出　庫　　→ |
|  |
| （　　：　　）→　　　入　庫 |
| 連絡責任者（携帯可） |  | 運転者 | １．シルバー人材センター派遣２．市職員（　　　　　　　） |
| 連絡先（　　　－　　　－　　　　） |
| 備　考 | （雨天中止等特記事項があれば記入してください。） |
| 上記により、マイクロバスの使用を申し込みます。なお、バスの使用にあたっては、裏面の注意事項を守ります。　　　　　　年　　月　　日　　野々市市長　宛　  名　 　称　　　　　 　　　 　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　 　使用団体　代 表 者　　　 　　　　　　　　　　　 　 　　　　　　　　　　　　　　　　 　（携帯可）電話番号　 　　　　－　　　　　　　　 　 　　　　　　　　　　　　　　　 　担当課長 所　　属　野々市市　　　 　　　　　　　 　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　　名　　　　　　 　　　　　　 　  |

※　使用申込書は、目的地に至るまで地図等を添え、使用予定日の15日前までに福祉総務課に提出してください。市等が使用するときは使用団体欄の記入は不要です。

※　バスの使用終了後、帰庁時刻が17時を過ぎる場合は必ず申し出てください。

|  |
| --- |
| チャイルドシ－ト |
| 　　　　人 |

※　道路交通法の一部改正のため、６歳未満の幼児がバスに乗る際にはチャイルドシ－ト使用が義務化されたので、６歳未満の幼児が同乗の場合は申し出てください。

福祉バス使用についてのご注意

使用可能団体及び事業

　〇市が主催する事業又はこれに準ずる事業。

　〇営利を目的としない市内の団体の事業。

　　※市内全体を網羅する団体で、かつ、担当課が適当であると認める事業に使用できます。町内会等（老人会、子ども会等を含む。）については、各地区単位の連合会から使用可能とします。

申し込みについて

　〇市等が使用するものについては、使用予定の決定後とします。

　〇団体の申し込みについては、使用予定日の属する月の前々月の１日以降とします。

　（例：８月10日が使用日　→　６月１日から受付開始）

　〇使用予定日の15日前までに担当課長の承認を得た申込書を提出してください。

　〇使用申し込み後に使用の中止又は運行経路等の大幅な変更があったときは、速やかに申し出てください。ただし、目的地の変更や使用時間の大幅な超過はできません。

　〇使用申込者又は使用者が定めに違反した場合は、使用を取り消すことがあります。

　〇車両の故障等により運行に支障がある場合は、使用を取り消すことがあります。なお、その際の代替バスの借上料については、使用申込者側で負担してください。

使用について

　〇バスの定員は最大28名（補助席６席を含む。）です。

　〇バスは、原則として年末年始（12月28日から１月４日まで）を除く、毎日使用できます。

　〇バスの使用時間は、原則として午前８時30分から午後５時までとします。

　〇有料道路等の通行料、駐車場の駐車料金等については、使用者の負担とします。

　〇使用人数が10人未満の場合は、バスを使用できません。

　〇バスの使用の範囲は、原則として石川県内とします。

　〇バスの使用時には、必ず運行経路等を把握した連絡責任者を同乗させてください。

　〇バスの使用中、事故等不測の事態が発生したときは、運転手と使用者で協力し、適切な処置を講じてください。

　〇バス使用後は、車内の清掃にご協力ください。

〇ごみは持ち帰ってください。

　〇車内での飲食はご遠慮ください。

その他

　〇バスは、バスの運転業務のために野々市市シルバー人材センターから派遣された者又は市職員が運転することとします。

　〇観光目的の使用は認められません。

　〇運転手への昼食等の心遣いは不要です。

　〇その他、福祉バスの使用に関して必要な事項は、福祉バスの使用に関する取扱要領によります。